

2025年3月3日
全日本柔道連盟企画課

肖像使用申請の手続きについて

本連盟の競技者規程（第6条 承認を要する事項）にあるように、下記に該当する場合には選手自身の肖像使用承諾書の提出が必要になります。

（3）自らが自分の氏名、写真または競技実績を広告に使うことを許可すること。

（4）広告宣伝媒体に出演すること。

※「広告」には企業や選手自身のSNSやYouTubeを含みます。

※日本オリンピック委員会（JOC）が派遣する大会（オリンピックやアジア競技大会等）・イベント等の出演・取材・肖像使用は、JOCのガイドラインに基づいた対応をお願いいたします。

【手続きの流れ】

1. 選手より全柔連企画課へ肖像使用承諾書と広告内容がわかる資料を提出
（年度をまたぐ場合は、年度ごとに提出）
2. 全柔連にて内容を確認
3. 内容に問題がなければ、承諾書に押印し返送

企業等が選手肖像を広告で使用する場合は、当連盟のマーケティング活動へご理解いただきますようお願いいたします。当連盟が主催または派遣する大会・イベント・合宿等は、当連盟に帰属して実施されるものとなります。そのため、以下に記載の通り、当連盟協賛社以外の企業の広告・宣伝・販売等商業活動には使用いただけません。

【選手肖像を使用する際の禁止事項】

1. 柔道日本代表としての活動（当連盟が主催または派遣する大会・イベント・合宿等）の肖像を使用した広告やPR
2. 全柔連スポンサーであると誤解を招くような広告やPR
3. 柔道日本代表等をイメージさせる恐れのある広告やPR
4. 柔道日本代表としての戦績を強調したプロフィールを使用した広告やPR